



できる!

確定申告

2000円超える寄付をしたら

国、地方公共団体（ふるさと寄付金）、特定公益増進法人、政党等への寄付。学校の入学に関して寄付をするものは該当しません。

（1）特定寄付金

東日本大震災に関して寄付をした義援金等。

税額控除ができる寄付は？

寄付金控除できるのは？

次の寄付をしたときは、寄付金控除により所得金額から控除できます。

（1）特定寄付金

2009年までは政党等への寄付のみ税額控除が選択できました。10年からは認定NPO法人や公益社団法人等への寄付のうち、一定条件を満たすものについても税額控除選択ができるようになりました。寄付した金額

特定震災指定寄付金とは？

震災関連寄付金のうち、認定NPO法人または社会福祉法人中央共同募金会に対し、東日本大震災の被災者支援活動に必要な費用にあてるための寄付金で一定の条件を満たすものです。この特定震災指定寄付金も税額控除が選択できます。

領収書をよく読みましょう

自分が寄付した寄付金

所得控除の計算方法

所得金額の40%が限度

$$(\text{震災関連でない特定寄付金} + \text{震災関連寄付金}) - 2000\text{円} = \text{寄付金控除額}$$

所得金額の80%が限度

がどの寄付金になるか。寄付を受けた団体が発行する領収書や証明書、または預かり証などをよく

税額控除の計算方法

①政党等寄付金 特別控除	(政党等に対する寄付金合計 - 2000円) × 30% = 政党等寄付金特別税額控除額 (その年の所得税額の25%が限度)
②認定NPO法人 寄付金特別控除	(認定NPO法人に対する寄付金合計 - 2000円) × 40% = 認定NPO法人寄付金特別税額控除額
③公益社団法人等 寄付金特別控除	(公益社団法人等に対する寄付金合計 - 2000円) (一定条件を満たすもの) × 40% = 公益社団法人等寄付金特別税額控除額

※①～③の寄付金の全合計額は所得金額の40%が限度

④特定震災 指定寄付金 特別控除	(特定震災指定寄付金合計 - 2000円) × 40% = 特定震災指定寄付金特別税額控除額
------------------------	--

※①～④の寄付金の全合計額は所得金額の80%が限度

②～④の特別税額控除額の全合計額はその年の所得税額の25%が限度

読んでみてください。控除可能な寄付はその旨の記載があると思います。不明なら相手に問い合わせてみましょう。領収書等は申告をする際、添付することになります。大切に保管してください。

震災関連寄付金の証明書

寄付をしたことを証明するため領収書、受領証、預かり証を申告書に

添付します。しかし震災関連寄付金については、寄付の振込口座が義援金の受付専用口座なら、郵便振替の半券や銀行振込の振込票の控えで証明書類とすることができま。この場

控除額に限度があります

合、その口座が義援金の受付専用口座であることが分かる資料として、募集要綱や趣意書、募金団体のホームページをプリントしたものなどを用意しておきます。

寄付金による控除額には、その人の所得金額や所得税の額による限度が設けられています。年金生活者のように所得の少ない人が、そのたくわえの中から一度に多額の寄付をしても、それに見合う税優遇を受けることはできません。一度に高額な寄付をするより、震災孤児支援のように息の長い、ふるさと寄付金による寄付も一考ですね。

(前回は2日付)



できる!

確定申告

扶養控除ってなに?

1月から12月までの「所得が38万円以下」の「16歳以上の人」です。

「生計を一にする」とは、同じ財布で生活しているということ。その家族が修学、療養などのため別居している場合でも、生活費、学費、療養費などを送金していれば「生計を一にする」として取り扱われます。郷里の親に毎月生活費を仕送りするケースも同じです。

も、「生計を一にする」条件を満たします。

所得が38万円以下とは?

給与収入なら103万円以下。公的年金等収入なら108万円以下(65歳以上は158万円以下)。何種類かの収入がある人は合計し、所得が38万円以下か判定しなくても所得にはなりません。

辞めた人。リストラになって失職した人。現役世代の人でも1月から12月までの給与を合計して103万円以下の年は、自身が扶養親族となり同居している家族の確定申告をする際に扶養控除することができません。

母親が父親の扶養となっていたが、昨年中に父親が亡くなり、あなたが仕送りしている。このような場合、今年12月末日の現況で扶養親族かどうかを判定するので、母親はあなたの扶養親族として扶養控除できます。母親がもうこのことなる遺族年金は非課税なので

所得には数えません。70歳以上なら老人扶養親族となり、控除額は10万円加算の48万円となります。逆に、今まで扶養親族であった親が昨年中に亡くなった場合、今年12月末日の現況ではなく、亡くなった時点の現況で判断します。つまり亡くなった年までは扶養控除ができるということ

親の介護のため仕事を

16歳以上の人

知っていましたか? 昨年(年少扶養親族)は扶養控除ができないこととなり、控除できない分増税になっていきます。この変更に伴って気を付けてほしいことがあります。まず、障害者控除(特別障害者控除)は年少扶養親族でも適用になること。そして、同居の特別障害者に対する控除額は75万円に増やしたことです。

16歳未満の人は?

赤旗電話相談
受付 午後2時~4時
☎03(3350)5246
あすは

税金

税理士

伊藤 寛治さん

(伊藤寛治)

税理士事務所)

11日(土)は休みます。

税理士

田中大介

⑦

年半ばに退職した人は



できる！

確定申告

す。株主にいい顔をするために働く人を切り捨てよう。経営はやめてもらいたいものです。

一方で中小零細企業は不景気の続くなか、消費者の財布のひもは固いし（可処分所得がどんどん減っている）ので当然です、仕事を出す親会社

のままで年末調整をしていない人は、確定申告をしましょう。給料から引かれた所得税の一部または全部を取り戻すことができます。

退職の際、受けとっているはずの給与所得の源泉徴収票に記載されている「源泉徴収税額」の金額が、給料から引かれた所得税です。毎月の給料から引かれている所得税の金額は、1年間勤務した場合に課税されるであろう年税額を、12カ月で割って概算計算をしたものです。

すなわち、退職したことによって12カ月間給与が支払われなかった人は、多めに所得税が引かれていることになり、だから確定申告をすると、引かれていた税金が戻ることになります。

さらに退職後は国民健康保険や国民年金の保険料（税）を負担しているはず（これがまた高額！）。

勤めていた時は給与支払者が年末調整をしてくれました。年末調整の際、提出していた生命保険料や地震保険料の控除証明書を使って所得を下げることも、確定申告で行うことができます。

さらに、住民税は1年遅れで課税されます。仕事がない今、前年の所得から算出した住民税が今年度分として課税されてきます。使える控除はすべて使って昨年の所得を下げておくことが、今年の住民税の負担を軽くするコツといえます。

給与所得の源泉徴収票に記載されている「給与所得控除後の金額」をチェックしてみてください。38万円以下の場合、失業中のあなたは同居している家族の扶養親族とすることができ、失業給付金は非課税です。所得に加算はしません。親の年金収入など、家族の収入から税金が引かれているなら、その家族の人があなたを扶養親族にすると扶養控除ができ、控除が増えた分税金を取り戻すことができます。

年末調整の代わり

あなた自身が扶養親族

失業者が増やされて…

せめて確定申告を

大企業のリストラ計画が次々と発表されています

年の途中で失職してそ

ます。

ます。

（前回は9日付）

（おわり）